

伊江村新型コロナウイルス感染症対策緊急支援助成金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的な影響を受けている村内の事業者に対し、予算の範囲内で助成金を支給します。

■ 対象要件

- 1 令和2年4月1日時点で、伊江村内に住所を有し、営業の形態がある法人、個人事業者
- 2 令和2年4月1日以前に開業しており、かつ新型コロナウイルス感染拡大により売上が減少している事業者
 - ①業歴が1年以上の場合
令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べ、いずれかの月について売上が減少している事業者
 - ②業歴が1年未満の場合
令和2年4月又は5月の売上が当該月以前の売上より減少している事業者

3 業種

民泊事業者（個人）
民宿業
ホテル業
加工・製造業（特産品や食料品の加工・製造に限る）
特産品販売事業所
観光関連事業所（観光体験、交通等、レンタサイクル）
ダイビング業
学習塾
レストラン
食堂
居酒屋
パーラー
寿し
カフェ
喫茶店
スナック、バー、キャバレー等
惣菜店
小売業（商店、コンビニエンスストア、給油所、精肉鮮魚店）

- 4 令和元年分の所得税申告もしくは村民税申告を行った者
- 5 令和2年5月末までを期限とする村税等の納付が果たされている者
ただし、分割納付誓約書、徴収猶予申請書のいずれかを村長に提出した場合はその限りではない
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当

しないこと

■ 助成額

対 象 業 種	助 成 金								
民泊事業者（個人）	一律15万円								
法人事業者等	ア.雇用調整助成金（厚生労働省）の申請を行った法 人事業者等へ支給申請書記載の申請額の10% イ.新型コロナウイルス関連の融資制度を活用した法 人事業者等へ融資額の1%。ただし、上限額30万円。								
民宿・ホテル業、加工・製造業 特産品販売事業所、観光関連事業所	一定期間の減少額に応じた助成額 <table border="1"><thead><tr><th>減 少 額</th><th>助 成 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>100万円未満</td><td>10万円</td></tr><tr><td>100万円以上200万円未満</td><td>20万円</td></tr><tr><td>200万円以上</td><td>30万円</td></tr></tbody></table>	減 少 額	助 成 額	100万円未満	10万円	100万円以上200万円未満	20万円	200万円以上	30万円
減 少 額	助 成 額								
100万円未満	10万円								
100万円以上200万円未満	20万円								
200万円以上	30万円								
ダイビング業	一律20万円								
飲食業等	一律10万円								
学習塾	一律10万円								
小売業	一律10万円								

■ 申請開始日

1 令和2年5月18日～令和3年2月26日

* 令和2年5月18日（月）、19日（火）、20日（水）の3日間、個別での時間を指定し、
窓口申請を行う。（はにくすにホール ロビー）

* 上記の日時において申請ができなかった者は、5月21日（木）以降、商工観光課事務所
において申請を受付します。

2 原則本人による申請とする。

3 印鑑持参（認印可）

■ 確認書類

1 振込先通帳

2 本人確認書類 *以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

①（法人）法人代表者の運転免許証、マイナンバーカード、保険証等の書類

②（個人）運転免許証、マイナンバーカード、保険証等の書類

3 ①（個人民泊事業者）旅館業許可証

②（法人事業者等）雇用調整助成金支給決定通知書の（写し）又は金額が解る書類
新型コロナウイルス関連融資に係る融資決定通知書（写し）

③（民宿、ホテル業、加工・製造業、特産品販売事業所、観光関連事業所、飲食業等
学習塾）売上が減少していることの確認書類

*以下の（1）、（2）、（3）のいずれか

(1) 業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べ売上が減少しているいずれかの月について、本年及び前年の該当月の売上額を確認できる書類

ア 本年（売上が減少した月）の売上額：売上額を確認できる帳簿
（様式は問わない）

イ 前年（売上を比較する月）の売上額：売上額を確認できる帳簿
（様式は問わない）

(2) 業歴が1年未満の場合

令和2年4月又は5月の売上がそれ以前の月より減少していることについて、売上額を確認できる帳簿（様式は問わない）

(3) 持続化給付金給付通知書（写し）

④（飲食店等）食品衛生法による営業許可証

■ 通知等

- 1 申請書類の審査の結果、本緊急支援助成金を支給する旨の決定をしたときは、交付決定通知書を発送します。
- 2 申請書類の審査の結果、本緊急支援助成金を支給しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書を発送します。

■ 支給の決定

本緊急支援助成金の要件に合致することを確認の上、支給します。

令和2年5月28日から順次、申請書に記載された口座に入金します。

■ その他

本緊急支援助成金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本緊急支援助成金を返還していただきます。

■ 問合せ先

伊江村役場 商工観光課 TEL 0980-49-2906